

対象住宅

※全てに該当することが必要です。

- ・安城市内にある民間の既存住宅（1戸建ての住宅、長屋及び共同住宅）であること
 - ※ 店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の床面積が延べ面積の2分の1未満に限ります。（店舗等の部分は補助対象外）
 - ※ 公的事業主体（国、愛知県、安城市等）が所有するものは対象外です。
- ・**過去に本事業の補助金の交付を受けた住宅でないこと**
- ・国等で実施されている省エネ改修に係る補助を受けた、または受ける予定がある住宅でないこと
 - ※ 補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、他事業の補助対象部分を除く部分について補助対象となる場合があります。

補助対象者

※全てに該当することが必要です。

- ・市内にある対象住宅の所有者または管理組合
 - ※ 管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸についての申請が可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。
 - ※ 共同住宅の区分所有者が共用部分（住戸の窓・ドア等）の改修を行う場合、管理組合の承諾が必要な場合があります。
- ・安城市税を滞納していないこと
- ・暴力団員ではないこと
- ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

補助対象事業

事業	内容
省エネ設計	・省エネ改修を目的とした調査・設計・計画（ 省エネ改修必須 ）
省エネ改修	全体改修
	部分改修
	・省エネ改修後の住宅がZEH水準に相当することについて、BELS等の第三者機関による評価・認証を受けている、または取得予定のもの（共同住宅等の場合も建物全体で評価・認証を受ける必要があります）
	・全体改修に併せて実施する構造補強工事
	【必須】
	・居室、キッチン、浴室、脱衣所、トイレなどの部屋にある外気に接する 2か所以上の窓の断熱改修
	【任意】
	・縁側、廊下、玄関ホールなどの外気に接する窓の断熱改修
	・玄関ドア、勝手口などの屋外から施錠できるドアの断熱改修
	・躯体等の断熱化
	・設備の効率化に係るもの

※ 省エネ性能が向上する改修工事に限り、補助対象となります。

※ 塗装工事（断熱・遮熱）及び屋根の葺替工事は補助対象外となります。

補助要件

事業	内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定後に契約を締結し、事業着手すること ・実績報告の提出期限までに事業を完了し、実績報告書類を提出すること ・事業着手前に対象住宅がZEH水準を満たしていないこと ・原則、昭和56年（1981年）6月1日以降に着工された住宅であること ※
省エネ設計	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ改修と併せて行うこと（省エネ設計のみは対象外） ・省エネ改修補助を申請する際に必須ではない
省エネ改修	全体改修 <ul style="list-style-type: none"> ・改修後の住宅がZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けていること（取得予定を含む） ・全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合は、以下のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> ①構造計算により構造安全性が確認できるもの ②令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの
	部分改修 <ul style="list-style-type: none"> ・部屋（居室、キッチン、浴室、脱衣所、トイレなど）にある外気に接する窓の断熱改修工事を2か所以上行うこと ・カタログ等によりZEH水準の仕様基準への適合が確認できること ・既存の設備との組み合わせにより、設備の効率化に係る工事（高断熱浴槽の設置など）を実施する場合は、カタログ等によりZEH水準への適合が確認できること

※ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①耐震診断（平成18年国土交通省告示第184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む））により構造安全性が確かめられたもの
- ②省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの（過去に耐震改修を行ったものを含む）

・ZEH水準

日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

・BELS

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）における表示すべき事項に関する第三者による評価をいう。